

# ZTC 規約

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

- 1 テニスを通じて人生をより豊かにする
- 2 積極的にテニスを楽しみ、メンバー相互に切磋琢磨する
- 3 試合に出て、真剣勝負を楽しみ、さらなる技術向上を目指す
- 4 メンバー相互の親睦を深め、生涯において一緒にテニスを楽しめる仲間を作る

第2条 (名称) 本団体は、名称ZTCとする。

第3条 この団体を次の住所に置く。

東京都練馬区北町7-17-2

第4条 (組織) 本団体は、蕨市在住又は会員の紹介をもって入会された部員で組織する。

## 第2章 活動

第5条 (活動) 本団体の活動内容は、次のとおりとする。

- 1 テニスの技術向上の為、練習を行う。
- 2 蕨市テニス協会に所属し積極的に試合に参加をする。又蕨市テニス協会の行事のお手伝いに参加する。
- 3 年2回、メンバーの親睦の為、納会を行う。
- 4 サークルメンバー内での対抗戦、または対外試合を行う。

## 第3章 役員及び役員会

第6条 (役員) 本団体に、次の役員を置き、役員は役員会を組織する。

また、会長が必要と判断した場合には別途担当を配置できるものとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名

第7条 (任務) 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長 1名 部員の代表として本団体を統括する。蕨市テニス協会理事も兼ねる
- (2) 副会長 1名 副会長は会長を補佐し、部の運営を円滑にする。
- (3) 会計 1名 会計は部の一切の金銭出納を担当し。年度末に会計報告をする。

第8条 (選出) 役員は、部員の内から総会において選出する。

第9条 (任期) 役員の任期は、3月の総会翌日より翌3月の総会当日までの1年とする。

ただし、再任を妨げない。

## 第4章 機関

第10条 総会は、本団体の最高議決機関とし、毎年一回会長が招集する

定例 総会において、次の事項を審議する。

- (1) 規約の制定及び改正に関する事項
- (2) 本団体運営の基本事項
- (3) 予算及び決算に関する事項
- (4) 役員の承認に関する事項
- (5) その他、本団体の運営に関わる重要な事項

第11条（臨時総会）会長は、次に掲げる場合に臨時総会を招集しなければならない。

（1）部員総数の2分の1以上からの要請があったとき

（2）役員会が必要と認めたとき

第12条（成立要件）総会は、部員総数の過半数の出席を以って成立する。

第13条（決議）決議は、出席部員の過半数を以って成立し、可否同数のときは議長が決定する。

ただし、第8条の決議には、総会において部員総数の2分の1以上の同意を要する。

第14条（議長）総会の議長は、会長が行う。

第5章 会計 第15条（会計年度）本団体の会計年度は、3月の総会翌日より翌3月の総会当日までの1年とする。

第16条（収益）本団体の会計は、部費をもって支弁する。

第17条（会費）会費は、役員会の決定に基づき、総会において諮り、その承認を得なければならない。

なお、蕨市テニス協会登録費を1000円（市外1100円）、会費は6000円（年額）とする。

第18条（会計報告）本団体の会計報告は、総会の承認を受けなければならない。

第19条 本会の設立月日は1978年4月1日とする。

則 本規約は、2017年4月1日から施行する。